

議案第 1 1 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 5 9 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																														
<p style="text-align: center;">(支給の範囲)</p> <p>第 3 条 特殊勤務手当は、次の各号に定める職員に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 社会福祉に関する指導監督又は現業の業務に従事した職員</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>別表 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 30%;">業務</th> <th style="width: 20%;">基準</th> <th style="width: 40%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(3)福祉業務手当</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要措置児童の 臨宅調査業務</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">生活保護に係る業務</td> <td style="text-align: center;">従事した日 1 日につき</td> <td style="text-align: center;">5 0 0 円 (月限度額 5 , 0 0 0 円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	業務	基準	支給額	(略)				(3)福祉業務手当	(略)			要措置児童の 臨宅調査業務	(略)			生活保護に係る業務	従事した日 1 日につき	5 0 0 円 (月限度額 5 , 0 0 0 円)	(略)				<p style="text-align: center;">(支給の範囲)</p> <p>第 3 条 特殊勤務手当は、次の各号に定める職員に対して支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)・(5) (略)</u></p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名称</th> <th style="width: 30%;">業務</th> <th style="width: 20%;">基準</th> <th style="width: 40%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(3)福祉業務手当</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要措置児童の 臨宅調査業務</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	業務	基準	支給額	(略)				(3)福祉業務手当	(略)			要措置児童の 臨宅調査業務	(略)						(略)			
名称	業務	基準	支給額																																												
(略)																																															
(3)福祉業務手当	(略)																																														
	要措置児童の 臨宅調査業務	(略)																																													
	生活保護に係る業務	従事した日 1 日につき	5 0 0 円 (月限度額 5 , 0 0 0 円)																																												
(略)																																															
名称	業務	基準	支給額																																												
(略)																																															
(3)福祉業務手当	(略)																																														
	要措置児童の 臨宅調査業務	(略)																																													
(略)																																															

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

和光市長 柴崎 光子

## 提 案 理 由

職員の特殊勤務手当を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定により、この案を提出するものである。